



プレスリリース
2009年2月6日

調査船団は鯨の捕獲調査を再開した：シーシェパードの襲撃も再開（速報）

本日午前（日本時間）、南極海における鯨類捕獲調査に従事している調査船団は捕獲調査を再開した。シーシェパード妨害船スティーブ・アーウィン号（オランダ船籍）と再遭遇した調査船団は、今月に入ってから活動家らによる執拗な襲撃を繰り返し受けていた。

本日の捕獲調査の再開後、スティーブ・アーウィン号が調査母船日新丸を襲撃、日新丸に対して危険な接近を試み、活動家らが酪酸入り瓶の投擲による攻撃を繰り返している。スティーブ・アーウィン号は、目視調査船が捕獲した鯨を調査母船に渡す際に妨害を試みようとし、母船付近にいた採集船第2勇新丸の右舷船尾に接触した。またスティーブ・アーウィン号はロープを曳航し、日新丸のプロペラの不動化を狙っている。このような行為は船体の大きな破壊や沈没という事態すら招きかねない、きわめて危険で悪質な攻撃である。

我が方調査船は、放水等で活動家らの無謀な操船・調査船への接近を思いとどまらせるように努力した。調査船乗組員に怪我人等はない。

日本鯨類研究所森本稔理事長は日本政府及び関係各国に対して、「このような海上交通への脅威が放置されることのないよう、関係当局が速やかに適切な措置を講じることをあらためて強く求める。とりわけIWCメンバー国や妨害船の船籍国、事実上の母港を提供している国の政府は直ちに責任ある対応を取るべきである」と述べた。

国際捕鯨取締条約（ICRW）の第8条はIWC加盟国が科学調査の目的のため鯨類捕獲の特別許可を発給することができる」と明確に規定している。同条約はIWCの規則が科学的根拠に基づくべきと義務付けており、鯨類資源の科学調査を行なうことは条約目的の実現にとって不可欠である。

了